

遠距離通学等 による通学費支援

表面

令和8年4月から令和9年3月までの通学費

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※1）が
15,000円（基準額）を超える場合に、
基準額を超えた部分を補助（※2）

※1 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※2 100円未満切り捨て



◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす方

（※3）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※3）

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③他の通学費支援（※4）を受けていない 高校生、県立中学生、私立中学生（※5）

※4 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など

※5 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）へ

◎ 申請について

電子申請サービス から申請

右のQRコードを読み込み、
沖縄県電子申請サービスで申請してください。

※まずは交付申請から行ってください。



沖縄県電子申請サービス
（交付申請）

申請期間：令和8年7月15日から令和8年12月25日まで

※申請時には、請求する通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。



【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

遠距離通学等 による通学費支援

裏面

◎ 手続きのながれ(2つ行う必要があります。)

【申請者】



01

交付申請

対象の要件を満たす場合、
それらを確認できる書類等
をご準備の上、申請を行う。
(※1)

※1 月の通学費が15,000円を超えるかどうかを
確認することが目的のため、
1か月にかかる通学定期券等の領収書の写し
を添付すること。(複数月の領収書は不要。)



02

請求申請

01で交付決定がなされた申
請者は、R8.4月～R9.3月まで
に購入した定期券等の領収
書をご準備の上、補助金を
請求する。(年に2回)
(※2)

※2 年度末にまとめて請求も可

申請後のながれと考え方

01 交付申請に対し、県教育支援課にて審査を行い、要件を満たすと認めた場合、補助金の交付決定を行う。(紙で通知)

👉 資格を審査し、年間の交付額(予定)を通知。

02 補助金の交付対象となる経費(月15,000円を超える部分)の請求をうけて、最終的な補助金額(交付額)の確定を行う。

👉 補助額の請求。これに基づき、県は支出を行う。